ＨＰを作成する小規模事業者を支援します!!

Ｈ30～

ｎｅｗ

小牧市小規模事業者情報発信支援補助金制度のご案内

　事業のＰＲや新たな販路開拓のためにホームページを作成又は改修する市内の小規模事業者に対し、経費の一部を補助します。

1. 補助対象者

　次の(1)～(5)いずれにも該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社又は個人事業主の方

(1)小規模事業者である方

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第２条による

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 常時使用する従業員の数 |
| 卸売業・小売業 | ５名以下 |
| サービス業（宿泊業・娯楽業以外） | ５名以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | ２０名以下 |
| 製造業その他 | ２０名以下 |

(2)市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方

(3)市税の滞納のない方

(4)暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

(5)下記のア～コの業種を営む方でない方

　　　ア．医師　イ．歯科医師　ウ．助産師　エ．風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する業種その他これに相当すると市長が認めた業種

　　　オ．消費者金融業　カ．たばこの製造業　キ．ギャンブルに係る業種　ク．法律に定めのない医療類似行為を行う施設の事業者　ケ．非営利業　コ．その他市長が不適切と認める業種

1. 補助対象事業

　ホームページを作成又は改修する事業であって、次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業とする。

　(1) 小牧商工会議所が実施する専門家派遣事業を活用し、事業者自らが策定した経営計画に基づき実施されるホームページであること。

　(2) (1)の経営計画にホームページによるＰＲ効果及びホームページの更新頻度、活用方法等を位置づけられていること。

　(3) 当該年度の２月末日までに終了するものであること。

　(4) ホームページを作成又は改修する事業について、国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受ける見込みがない又は受けていないものであること。

**※SNSやブログ等のサービスを利用した形態のホームページは対象外です。**

＜専門家派遣事業に関する問い合わせはこちら＞

小牧商工会議所　中小企業相談所　TEL：０５６８（７２）１１１１　FAX：０５６８（７６）２５８１

1. 補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうち外部委託費用とする。ただしパソコン等設備購入費、通信経費、サーバー利用に係る経費、当該ホームページの維持管理のための費用及びその他市長が不適切と認める経費を除く。

1. 補助金額

**補助対象経費×１／２（100円未満の端数切捨て）　※年度につき２０万円を上限とします。**

1. 補助金交付までの流れ

**②小牧商工会議所に補助金申請について相談**

**③専門家派遣事業を受け、経営計画をブラッシュアップ**

**⑥補助金交付**

**④小牧市へ補助金申請後、HP作成事業に着手**

**⑤事業終了後に小牧市へ実績報告**

**①経営計画案を申請者が作成**

1. 経営計画案を小規模事業者自身で作成

**※小牧商工会議所は、経営計画作成代行はいたしません。**

1. 小牧商工会議所　中小企業相談所　経営指導員と協力して経営計画をブラッシュアップ
2. 小牧商工会議所が実施する専門家派遣事業を受け、専門家の助言等を踏まえて経営計画をブラッシュアップ
3. 事業の着手（業者との契約等）前に小牧市へ小規模事業者情報発信支援補助金交付申請書を提出

＜提出書類＞

(1) 小牧市小規模事業者情報発信支援補助金交付申請書（様式第１）

(2) 補助事業計画書（様式第２）

　(3) 経営計画書（様式第３）

　(4) 専門家派遣事業を受けたことを証する書類

　　　（専門家が事業者に対して発行した指導報告書の写し）

(5) 補助対象経費の内訳を証する書類（見積書等の写し）

 (6) 市税の滞納がないことを証する書類

　(7) 小規模事業者持続化補助金補助事業計画書（申請年度に小規模事業者持続化補助金の交付を受ける見込みある又は受けた者に限る）

　(8) その他市長が必要と認める書類

書類審査後、交付が決定しましたら、交付決定通知書を申請者へ送付します。

※申請書類提出後は、ホームページ作成業務について着手をしていただいて構いません。

1. 事業の完了から３０日以内に小規模事業者情報発信支援補助金実績報告書を提出

＜提出書類＞

(1) 小牧市小規模事業者情報発信支援補助金実績報告書（様式第７）

(2) 補助対象経費の内訳を証する書類（明細書、領収書等の写し）

(3) 補助対象経費の支払を証する写し

(4) その他市長が必要と認める書類

1. 補助金交付（ホームページ公開から６ヶ月後に状況報告書の提出が必要です。）

＜問い合わせ先＞　　小牧市役所　地域活性化営業部　商工振興課　新産業創出係

〒485－8650　小牧市堀の内三丁目１番地　TEL：０５６８（７６）１１１２　FAX：０５６８（７５）８２８３